

盛岡市監査委員告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 24 年 10 月 10 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 藤 尾 善 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は，農林部である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を
実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
中央卸売市場業務課	平成 24 年 8 月 29 日から同年 8 月 30 日まで
飯岡農業構造改善センター	平成 24 年 8 月 31 日
林政課	平成 24 年 8 月 31 日から同年 9 月 4 日まで

第 2 監査の範囲

平成 23 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 24 年度監査実施計画及び監査資料等
に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の
対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算
の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基
金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正か
つ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠
し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，
その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第 4 監査の結果

事務の執行は，関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基

づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 農林部

林政課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが3件見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託の履行確認に当たり，誤った報告書を受理しているものが1件見られたので，適正な事務の執行を求める。

中央卸売市場業務課

【指摘事項】

- 1 卸売業者の保証金について，定められた額を超過して預託させている事例が見られたので，超過分を返還するよう求める。
- 2 仲卸業者取引バッジの交付に当たり，実費として徴収する額の根拠を示す書類が無いままに決裁を得ている事例が1件見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 3 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが38件見られたので，適正な事務の執行を求める。